

○蒲郡市個人番号の利用に関する条例施行規則

平成27年12月24日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市個人番号の利用に関する条例（平成27年蒲郡市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別障害者手当等（愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当をいう。以下この条及び第10条において同じ。）の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (2) 特別障害者手当等の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、蒲郡市健康増進事業に関する一部負担金徴収規則（平成26年蒲郡市規則第9号）第4条に規定する一部負担金の免除対象者であることの確認に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、蒲郡市不妊治療費の助成に関する規則（平成19年蒲郡市規則第44号）第6条に規定する不妊治療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則（平成15年蒲郡市規則第7号）第3条第1項に規定する子ども医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則第5条第1項に規定する子ども医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に

対する応答に関する事務

- (3) 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則第8条に規定する子ども医療費の助成に関する届出事項の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市母子家庭等医療費助成に関する規則（昭和53年蒲郡市規則第25号）第3条第1項及び第4条第1項に規定する母子家庭等医療費受給者証の交付又は更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 蒲郡市母子家庭等医療費助成に関する規則第6条に規定する母子家庭等医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市中心身障害者医療費助成に関する規則（平成18年蒲郡市規則第68号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する心身障害者医療費受給者証の交付又は更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 蒲郡市中心身障害者医療費助成に関する規則第7条第1項に規定する心身障害者医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市精神障害者医療費助成に関する規則（平成7年蒲郡市規則第12号）第3条第1項及び第6条第1項に規定する精神障害者医療費受給者証若しくは精神障害者医療費受給者認定証の交付又は更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 蒲郡市精神障害者医療費助成に関する規則第8条に規定する精神障害者医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 蒲郡市後期高齢者福祉医療に関する給付規則（平成20年蒲郡市規則第7号）第5条第1項及び第8条第1項に規定する後期高齢者福祉医療費受給者証の交付又は更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 蒲郡市後期高齢者福祉医療に関する給付規則第10条第1項に規定する後期高齢者福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第10条 条例別表第2の1の項中欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別障害者手当等の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下この条において同じ。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

イ 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

ウ 当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

(2) 特別障害者手当等の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第11条 条例別表第2の2の項中欄の規則で定める事務は、蒲郡市健康増進事業に関する一部負担金徴収規則第4条に規定する一部負担金の免除対象者であることの確認に関する事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該者に係る市町村民税に関する情報及び当該者に係る住民票関係情報とする。

第12条 条例別表第2の3の項中欄の規則で定める事務は、蒲郡市不妊治療費の助成に関する規則第6条に規定する不妊治療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報及び当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票関係情報とする。

第13条 条例別表第2の4の項中欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則第3条第1項に規定する子ども医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子ども（蒲郡市子ども医療費助成条例（平成14年蒲郡市条例第35号）第2条第1項に規定する子どもをいう。以下この条において同じ。）又は保護者（蒲郡市子ども医療費助成条例第2条第4項に規定する保護者をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票関係情報

イ 当該申請に係る子ども又は保護者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る子ども又は保護者に係る医療保険各法（健康保険法（大正

11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。第15条において同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)

(2) 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則第5条第1項に規定する子ども医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請に係る子ども又は保護者に係る市町村民税に関する情報
- イ 当該申請に係る子ども又は保護者に係る住民票関係情報
- ウ 当該申請に係る子ども又は保護者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該申請に係る子ども又は保護者に係る医療保険給付関係情報

(3) 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則第8条に規定する子ども医療費の助成に関する届出事項に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該届出に係る子ども又は保護者に係る住民票関係情報
- イ 当該届出に係る子ども又は保護者に係る生活保護実施関係情報
- ウ 当該届出に係る子ども又は保護者に係る医療保険給付関係情報

第14条 条例別表第2の5の項中欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 蒲郡市母子家庭等医療費助成に関する規則第3条第1項及び第4条第1項に規定する母子家庭等医療費受給者証の交付又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請に係る母子家庭の母(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)第2条第1項第1号に規定する母子家庭の母をいう。以下この条において同じ。)、父子家庭の父(蒲郡市母子家庭等医療費

助成条例第2条第1項第2号に規定する父子家庭の父をいう。以下この条において同じ。）又は児童（蒲郡市母子家庭等医療費助成条例第2条第1項第3号及び第4号に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る住民票関係情報

ウ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る障害者関係情報

オ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る医療保険給付関係情報

(2) 蒲郡市母子家庭等医療費助成に関する規則第6条第1項に規定する母子家庭等医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る住民票関係情報

ウ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に係る医療保険給付関係情報

第15条 条例別表第2の6の項中欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 蒲郡市中心身障害者医療費助成に関する規則第4条第1項及び第5条第1項に規定する心身障害者医療費受給者証の交付又は更新の申請に係る事実につ

いての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る心身障害者（蒲郡市心身障害者医療費助成条例（平成18年蒲郡市条例第17号）第2条に規定する心身障害者をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票関係情報

イ 当該申請に係る心身障害者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る心身障害者に係る障害者関係情報

エ 当該申請に係る心身障害者に係る医療保険給付関係情報

(2) 蒲郡市心身障害者医療費助成に関する規則第7条第1項に規定する心身障害者医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る心身障害者又は当該者に係る医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る心身障害者に係る住民票関係情報

ウ 当該申請に係る心身障害者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る心身障害者に係る医療保険給付関係情報

第16条 条例別表第2の7の項中欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 蒲郡市精神障害者医療費助成に関する規則第3条第1項及び第6条に規定する精神障害者医療費受給者証若しくは精神障害者医療費受給者認定証の交付又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る精神障害者（蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）第1条に規定する精神障害者をいう。以下この条において同じ。）又はその家族等（蒲郡市精神障害者医療費助成条例第5条第1項に規定する家族等をいう。以下この条において同じ。）のうちいずれかの者に係る住民票関係情報

イ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る障害者関係情報

エ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）

オ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る医療保険給付関係情報

(2) 蒲郡市精神障害者医療費助成に関する規則第8条第2項及び第3項に規定する精神障害者医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る住民票関係情報

ウ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る精神障害者又はその家族等のうちいずれかの者に係る医療保険給付関係情報

第17条 条例別表第2の8の項中欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 蒲郡市後期高齢者福祉医療に関する給付規則第5条第1項及び第8条第1項に規定する後期高齢者福祉医療費受給者証の交付又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る住民票関係情報

- ウ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該申請を行う者に係る障害者関係情報
 - オ 当該申請を行う者に係る自立支援給付関係情報
 - カ 当該申請を行う者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給に関する情報
 - キ 当該申請を行う者に係る医療保険給付関係情報
- (2) 蒲郡市後期高齢者福祉医療に関する給付規則第10条第1項に規定する後期高齢者福祉医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う者に係る住民票関係情報
 - イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る医療保険給付関係情報
- (雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。